

関局一資2-67
令和8年9月29日

公益社団法人 長野県宅地建物取引業協会
会長 市川 昇 様

関東信越国税局
課税第一部長 鈴木 直人



自宅からのe-Tax申告の周知・利用勧奨に係る
協力依頼について

初秋の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

税務行政につきましては、日頃からご理解とご協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、国税局及び税務署では、各種広報等を通じ、税法及び期限内適正申告の周知を図るとともに、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」という将来像の実現に向け、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」を推進し、e-Taxの利用拡大に取り組んでいます。

つきましては、これらの趣旨をご理解いただき、納税者の方々に対して、別添1及び別添2のチラシを配布し、e-Taxの利用についてご助言をしていただきますとともに、確定申告書を提出される傘下の会員の方々に対し、自宅からのe-Taxについて働き掛けていただきますようお願い申し上げます。

あわせて、貴協会のホームページに、国税庁ホームページ掲載予定の「令和8年分確定申告特集」のバナーを活用し、国税庁ホームページの「確定申告特集ページ」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>)へリンクを設定の上、掲載していただきますようお願い申し上げます。

なお、バナーのリンク先となる「確定申告特集ページ」では、令和9年1月上旬に令和8年分確定申告に向け更新し、確定申告に関する情報を掲載する予定です。

また、宅地建物取引業者の方々に対するe-Taxや税法の説明会等への講師派遣のご要望がございましたら最寄りの税務署までご連絡ください。